



『新宿力』で創造する  
やすらぎとにぎわいのまち新宿

令和2年第1回区議会定例会  
新宿区長定例記者会見資料  
令和2年2月10日(月)

事業名	バリアフリーの整備促進	予算(案)の概要	113 ページ
予算額	令和2年度予算額 (前年度予算額)	14,746 千円 13,184 千円	(新規)
取材先	都市計画部都市計画課長 野澤 (電話 03-5273-3543)		

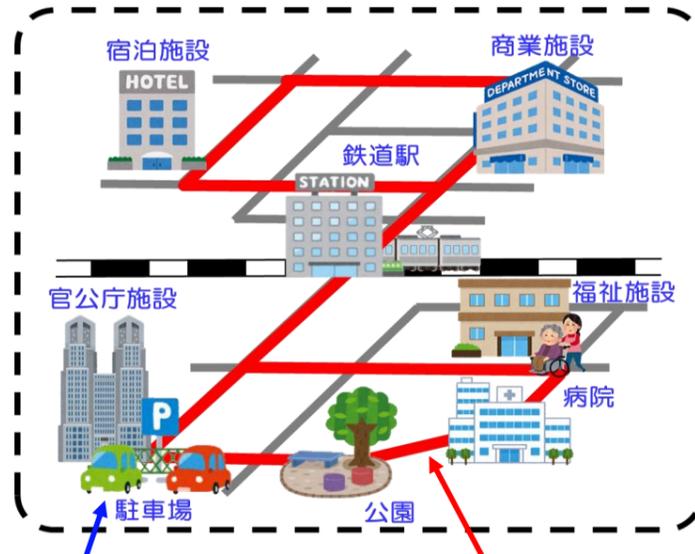
(仮称)新宿区バリアフリー促進方針を策定します！  
～高齢者や障害者等の安全性、利便性の向上を促進します～

■ バリアフリー促進方針(移動等円滑化促進方針) バリアフリー新法24条の2

新宿区では、新宿駅及び高田馬場駅周辺地区におけるバリアフリー化の具体的な整備計画として「新宿区交通バリアフリー基本構想」を平成17年度に策定しました。策定からこの間、まちのバリアフリー化は着実に進み、今後も区全体においてまちの変化とともに一層のバリアフリー化を推進するため、「新宿区バリアフリー促進方針」を策定します。

【策定のイメージ】

区内における、高齢者・障害者等が日常生活で多く利用する経路を、「バリアフリー化すべき経路」として指定し、その経路をどのように整備するかの方針等を示すことで、バリアフリーのまちづくりを推進します。



○生活関連施設  
高齢者や障害者等が多く利用する施設(上記に示す鉄道駅、官公庁施設、福祉施設等)

○生活関連経路  
バリアフリー化すべき経路(上記に赤線で示す経路)

■ バリアフリー促進方針に示す内容

① 高齢者や障害者等が多く利用する施設

駅や官公庁施設、福祉施設のような施設の中から、高齢者・障害者等が、日常生活において多く利用する施設を「生活関連施設」として選定します。

② バリアフリー化すべき経路

生活関連施設を結ぶ経路(駅から官公庁施設や福祉施設等を結ぶ経路)の中から、高齢者・障害者等が日常生活において多く利用する経路を「生活関連経路」に指定します。

③ 生活関連経路のバリアフリー化の方針

指定した生活関連経路についてバリアフリー化の方針を示します。

策定までの流れ

令和元年度

- 区内の実態調査
- 策定協議会の設置

令和2年度

- バリアフリー促進方針(素案)作成

令和3年度

- パブリックコメントの実施
- バリアフリー促進方針策定

策定に向けた取り組み

令和2年度

協議会等にて意見集約を行い、バリアフリー促進方針(素案)を作成

○協議会等の開催(令和2年度、4回開催予定)

障害者、高齢者、子育て世代等の利用者や関係事業者の多様な意見を方針に反映させるため「新宿区移動等円滑化促進方針策定協議会」を令和元年度に設置し、促進方針の策定に向けた検討を進めていきます。

【協議会委員の構成】

- 学識経験者
- 障害者(肢体不自由・聴覚・視覚・精神・知的・発達)
- 高齢者、子育て世代、町会など地元区民
- 公共交通事業者
- 地下街等施設管理者
- 交通、道路管理者等関係行政機関、区の職員

＜第1回策定協議会の様子＞



【協議内容】

促進方針策定のため、協議会やまち歩きワークショップを開催し、以下の内容について区民や事業者からの意見を集約します。

① 生活関連経路の指定

令和元年度の調査結果を基に、高齢者・障害者等が多く利用する施設を結ぶ、道路や地下街、駅の乗り換え経路等をバリアフリー化すべき経路として指定します。

② 生活関連経路のバリアフリー化の方針

区の地域特性を踏まえ、生活関連経路についての連続性を確保することや、ソフト施策等、総合的なバリアフリー化の方針を協議会により検討します。

バリアフリー促進方針(素案)を取りまとめます

令和3年度

バリアフリー促進方針を策定

バリアフリー促進方針(素案)に対しパブリックコメントを実施し、結果を踏まえて「新宿区バリアフリー促進方針」を策定します。